営業所技術者等

## (用紙A4)

## 営業所技術者等証明書 (新規・変更)

建設業法第7条第2号 ]に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。 (1) 下記のとおり、 建設業法第15条第2号 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。 (2) 令和 地方整備局長 北海道開発局長 知事 申2款者 届出者 1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種 3. 営業所技術 4. 営業所技術者等の 5. 営業所技術者等が置かれ 6 1 区 又は有資格区分の変更 者等の追加 交替に伴う削除 る営業所のみの変更 コード 許可年月日 国土交通大臣 許可 (較 知事 許可 (較 6 2 (29ガナ) フリガナ 元号 [令和R,平成H、昭和S、大正T、明治M] 項番 6 3 氏 生年月日 圆井具 今後担当する建 6 4 設工事の種類 現在担当している 建設工事の種類 2 [3] 8 4 [5] 6 [7] 6 5 有資格区分 追加又は 営業所の名称 削除の年月日 令和 B (旧所属) 営業所技術者等 営業所の名称 (新所属) 住 (フリガナ) フリガナ 項番 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 6 3 氏 生年月日 д 今後担当する建 6 4 設工事の種類 現在担当している 建設工事の種類 2 3 4 [5] 7 8 6 6 5 有资格区分 変更、追加又は 営業所の名称 削除の年月日 令和 В (旧所属) 営業所技術者等 営業所の名称 (新所属) 0) 住 (フリガナ) フリガナ 項番 元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 6 3 氏 生年月日 開井具 今後担当する建 6 4 設工事の種類 現在担当している 建設工事の種類 2 3 4 [5] 6 [7] 8 6 5 有資格区分 追加又は 営業所の名称 削除の年月日 令和 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

## 記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
  - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
  - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定 建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
  - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合 又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する 場合

「申請者」の「届出者」を消すとともに、 $\boxed{6}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「1」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

この場合、「(1)」を〇で囲み、 「申請者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{6}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「2」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合

「申請者」の「申請者」を消すとともに、**6 1** 「区分」の欄に「3」を記入すること。

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を 行う建設業者の営業所技術者等でなくなつた場合(その者がこれまで営業所技術者等となつて いた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等とな る者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

この場合、「(2)」を〇で囲み、 「申請者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{6}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業 所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさな くなつた場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。

(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみ に変更あつた場合

この場合、「(1)」を〇で囲み、 「申請者」の「申請者」を消すとともに、 $\boxed{6}$   $\boxed{1}$  「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

は、不要のものを消すこと。

3 「申請者 届出者」 の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」 という。)の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載す ること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証す る書面を添付すること。

- 4 **| | | |** で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ 丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 0 || 0 || 1 || 2 || 3 || 4 | 又は 0 || 1 || 月 0 || 1 || 日の

ように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち 最も古いものについて記入すること。

6 **6 3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、 濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギスはプのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設 太郎** のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$  月 $\boxed{1}$  月 $\boxed{0}$  日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

- 7 **⑥** 4 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**⑥** 1 「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。
  - 一般建設業の場合
    - 「1」……法第7条第2号イ該当
    - 「4」……法第7条第2号口該当
    - 「7」……法第7条第2号ハ該当
  - ・特定建設業の場合
    - 「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
    - 「3」……法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
    - 「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
    - 「6」……法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
    - 「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
    - 「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)   鋼構造物工事(鋼)   熱絶縁工事(絶)	
建築一式工事(建) 鉄筋工事(筋) 電気通信工事(通)	
大工工事(大) 舗装工事(舗) 造園工事(園)	
左官工事(左) しゆんせつ工事(しゆ) さく井工事(井)	
とび・土工・コンクリート工 板金工事(板) 建具工事(具)	
事(と)	
石工事(石) ガラス工事(ガ) 水道施設工事(水)	
屋根工事(屋) 塗装工事(塗) 消防施設工事(消)	
電気工事(電) 防水工事(防) 清掃施設工事(清)	
管工事(管) 内装仕上工事(内) 解体工事(解)	
タイル・れんが・ブロツクエ 機械器具設置工事(機)	
事(タ)	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** 1 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合(記載要領1(1)①に該当する場合を除く。)に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 <u>[6]</u>「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、 ⑥ ① 「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を 記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。